

令和 7 年度千葉県介護支援専門員研修事業 専門研修課程Ⅱ・更新研修後期【第 2 期】開催案内

オンライン（^{ダブリサ}W3）コース ・（^{ダブリユ}W4）コース

本研修は、厚生労働省が定める「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づいて実施します。

○専門研修課程Ⅱと更新研修後期は同一プログラムのため千葉県では同時開催で行います。

はじめに

○本研修は介護支援専門員証の満了日が**令和 9 年 3 月 3 1 日までの方を対象**とします。それ以降の方については次回以降の申込対象者になります。

○第 2 期はオンライン 2 コース（W3、W4 コース）で実施します。

※定員は p. 3 参照。定員を超過した場合は有効期間満了日を考慮し、コースの変更または、次回以降の受講をお願いすることがあることをご了承願います。

○令和 7 年度専門研修課程Ⅰ・更新研修前期【第 2 期】（W2 コース）受講者は、本日現在受講中のため、本研修申込書（2 枚目の 4）に受講番号を記載することで「修了見込み」として申込可とします。（ただし、当該研修を修了できない場合、本研修の受講はできません）。

※本研修は「特定一般教育訓練」の講座指定を受けています（p. 21 参照）。

□国の動き・法定研修実施の考え方 詳しくは p. 16「巻末資料」参照

○令和 6 年度から法定研修ガイドラインが見直され全ての法定研修のカリキュラム、内容が変更となっております。加えて、研修を行ううえで厚生労働省から発出された「適切なケアマネジメント手法」を取り入れる（活用して研修を行う）ことが必須となりました。同手法は多くの書籍、インターネットでも紹介されています。受講を予定されている方は事前に目を通しておくことをお勧めします。

○国では「介護支援専門員研修等オンライン化事業」を推進していることから、介護支援専門員の各法定研修はオンライン（Zoom 等の機能を使用）での実施を基本として行われます。受講者の皆様には受講環境の準備、確保にご理解いただきますようお願いいたします。

○千葉県では、講義部分を動画配信（e ラーニング）、オンタイム前後にはホームワークを導入し、オンタイムの研修時間を短縮して構成しています。また、事務局との資料等の共有などもオンライン上で行います。e-ラーニング、オンタイムについての考え方は p. 5(6. 学習方法)を参照してください。

□本研修スケジュール

○千葉県では介護支援専門員法定研修を主にオンライン（Zoom 機能）で実施しています。

実施時期

W3 コース 1 1 月 1 7 日（月）～令和 8 年 1 月 2 4 日（土）

W4 コース 1 2 月 1 8 日（木）～令和 8 年 3 月 8 日（日）

※有効期間満了日：令和 9 年 3 月 31 日までの方が対象

□千葉県介護支援専門員研修受講料補助事業について 詳しくは p. 17 巻末資料」参照。

○千葉県では更なる高齢化の進展に対応し、介護支援専門員等を継続的に確保していくため、今年度、資格更新の際に必要な研修受講料の一部を千葉県が補助します。

1. 本研修における補助額等

研修名	受講料	補助額	補助後の受講料
専門研修課程Ⅱ・更新研修後期	28,000	5,000	23,000

2. 補助の対象者

県内に登録のある介護支援専門員又は主任介護支援専門員で、県内の介護事業所等で勤務する方。

※県外に登録のある方や、勤務先が県内の介護事業所等でない方は、補助の対象外となります。

※雇用形態や勤務形態により対象者にならないことにはなりません。

・詳細は、p. 17～をご確認ください。補助の対象者になる方は受講申込書 5.欄に☑をいれてください。

□その他

○教育訓練給付制度について 詳しくは p. 21 巻末資料参照

本研修（専門研修課程Ⅱ及び更新研修後期（2回目以降））は、国の教育訓練給付金制度の「特定一般教育訓練」の指定を受けております。対象となる方については、ハローワークへの申請により受講費用の一部が支給されます（[厚生労働省ホームページ](#)内、「教育訓練給付制度」をご参照ください）。

※講座の受講開始2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受けジョブカードを作成し、ハローワークにおいて受給資格確認を行うことが必要です。

※ハローワークから**受給資格確認通知**が発行され次第、速やかに当会へFAXください。詳しくは、お近くの都道府県労働局やハローワークにお問い合わせください。

研修については 1～15 まであります。P.16 以降は巻末資料となります

【お願い】例年、お問合わせが多くお電話が繋がりにくいことがありますので、まずはお問合わせの前に本案内をよくお読みいただきますようお願いいたします。

1. 本研修の目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とします。

2. 予定定員（オンライン）

コース	定員
W3コース・W4コース	計 500名

□受講コースの選考について

- ①オンライン（W3、W4コース）のコース希望は選択できません。有効期間満了日を考慮し事務局で選考、決定させていただきます（中でも令和8年3月末に満了日を迎える方は優先的にW3コースに振り分けます）。このことから両コースの日程でも対応できるようご準備をお願いします。
- ②やむを得ない事情で、コース指定をご希望される場合は、申込書の2枚目、8.その他-備考欄にその理由がわかるように記載してください。（定員超過等によりご希望に添えない場合がありますことをご承知おきください）。
- ③定員超過の場合は、コースの変更または、次回以降の受講をお願いすることがあることをご了承願います。
- ④受講決定（コースの決定）につきましては、受講決定通知一式でお知らせいたします。

3. 申込期限

令和7年10月14日（火） 当日消印有効

※必要書類を揃え、郵送にてお申し込みください（FAX 不可）。必ず原本をお手元にお残し下さい。
※郵送の際は、p.15の宛名を切り取り、封筒に直接貼ってご使用ください。

4. 研修費用

32,400 円 内訳: 受講料 28,000 円 + テキスト代 4,400 円

【使用テキスト】

4訂／介護支援専門員研修テキスト 専門研修課程Ⅱ

（発行：一般社団法人日本介護支援専門員協会 令和6年3月改訂）

- ・本研修の受講には研修テキストが必要となります。
- ・すでにお持ちの等の理由で、テキストが不要の場合は受講申込書6.の欄に☑を入れてください。
- ・千葉県介護支援専門員研修受講料補助事業の対象者に該当する場合は、補助後の受講料及びテキスト代をお支払いいただきます。



5. 受講要件

※【前提条件】【共通要件】【個別要件】の3つを満たすことが受講要件となります。

【前提条件】

講義部分は主に動画配信（eラーニング）となります。また、事務局からのご連絡や研修当日までのアナウンス等も可能な限りオンラインや、メール等を活用します。このことから以下の受講環境、操作を行えることがお申込みの**前提条件**となります。

オンライン コース	参集 コース	受講に必要なこと
必要	参集 コースは ありません	① <u>eラーニングを視聴できる環境であること</u> パソコン等によってインターネットを介し事務局から配信する動画を視聴できる。
必要		② <u>提出関係書類を主催者が指定する書式やソフト（Microsoft ワード、エクセル、PDF）で作成し、メールに添付して送信できること。</u>
必要		③ <u>メールを使うことができ、事務局と送受信（やり取り）ができること。</u> 情報の保護（漏洩防止）の観点から受講者本人専用とし、他の方との共有アドレスは不可。
必要		④ <u>全日程にオンラインで参加できること</u> ご自分の力でオンライン研修を受講できる技術とそれを取り巻くパソコン環境が準備できる。

【共通要件】と【個別要件】

◆専門研修課程Ⅱと更新研修後期では**個別要件が異なります。**

	共通要件 / 以下の 全てを満たす方 が対象
共通要件	①上記の【前提条件】を満たしていること ②介護支援専門員証の有効期間満了日が令和9年3月31日までの方 <u>注1)</u> ③現在の介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員としての実務経験があること <u>注2)</u> ④介護支援専門員証の登録が千葉県であること <u>注3)</u> ⑤予備日も含め全日程出席できること（*欠席、遅刻、早退は不可）。 ⑥事例を2事例提出できること（p.11(9.事例)について参照） 注1) 現在の介護支援専門員証の期間です。研修の終了日までに有効期間が有効であることが必要です。 注2) 認定調査業務のみは介護支援専門員の実務とはみなされません。 注3) 千葉県外で介護支援専門員の登録をしている方で、県内の事業所等に勤務しており、千葉県で研修受講を希望する場合は、「受講地変更」又は「登録移転」の手続をしないと千葉県で受講することはできません。受講地変更等を希望する場合は、<u>受講決定後に登録のある都道府県へお問い合わせ、手続きを行なってください。</u>
	個別要件 ※該当する 申込区分 a～d を確認してください
個別要件	※専門研修課程Ⅱ（A又はC）と更新研修後期（B又はD）の研修プログラムは同内容です。 ※現在の就業状況、経験年数及び更新回数等により申込区分が異なります。 ※現在実務に就いている方であっても、介護支援専門員としての実務経験が3年未満の方は更新研修後期（B又はD）の対象者となります。 ※（初回の方）とは、介護支援専門員資格取得後、介護支援専門員証を一度も更新していない方です。複数回更新された方でも、直近（前回）の更新を実務未経験者対象の更新研修で行った方、又は再研修で介護支援専門員証を交付された方が、今回受講する場合は「初回更新」となり、本研修受講前には専門研修課程Ⅰ（又は更新研修前期）の受講修了が必要です。

A	専門研修課程Ⅱ（初回の方）	C	専門研修課程Ⅱ（2回目以降の方）
<u>共通要件を全て満たし 以下の全て</u> に該当する者		<u>共通要件を全て満たし、以下いずれか</u> に該当する者	
①初回の更新であり、専門研修課程Ⅰを修了している方。 ②現在、介護支援専門員として 実務に就いており、実務経験が3年以上の方 。		①直近(前回)の更新時に専門研修課程Ⅰ・Ⅱ又は実務経験者対象の更新研修を修了して介護支援専門員証を更新し、更新後も介護支援専門員として 実務に就いている方 。 ②3回目以降の方は、専門研修課程Ⅱ又は実務経験者対象の更新研修(又は主任介護支援専門員更新研修)を修了して介護支援専門員証を更新し、更新後も介護支援専門員として 実務に就いている方 。	
B	更新研修後期（初回の方）	D	更新研修後期（2回目以降の方）
①初回の更新であり、専門研修課程Ⅰを修了している方。 ②現在の介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務経験がある方(現在、介護支援専門員として 実務に就いていない方)、又は現在、介護支援専門員として 実務に就いており、実務経験が3年未満の方 。		①直近(前回)の更新時に専門研修課程Ⅰ・Ⅱ又は実務経験者対象の更新研修を修了して介護支援専門員証を更新し、 <u>更新後も実務経験がある方(現在、介護支援専門員として実務に就いていない方)</u> 。 ②3回目以降の方は、専門研修課程Ⅱ又は実務経験者対象の更新研修(又は主任介護支援専門員更新研修)を修了して介護支援専門員証を更新し、更新後も実務経験のある方(<u>現在、介護支援専門員として実務に就いていない方</u>)。	

6. 学習方法（eラーニング・オンタイムについての考え方）

※日程及びプログラムは 8.日程・プログラムを参照ください。

【ホームワーク（HW）とは】

- ・本研修では、当日の研修時間を短縮しオンタイム当日の学びを深めるため、個人学習（事前・事後）があります。詳細は研修中にお伝えします。
- ・指定された期間内に取り組み、講師や事務局が指定した方法で必ず期日までにご提出してください。提出がないと受講の継続ができない場合があります。

【動画配信（eラーニング）とは】

- ・受講者自身が主体的に学びます。期間内であれば自分のペースで動画を視聴等できます。
- ・オンラインコース、参集コースに限らず全員がオンライン上で講義動画を視聴いただくため、視聴するための環境が必須となります。

【オンタイムとは】

- ・指定された日時にご出席いただきます。各自の事例、研修資料等を持ち寄り演習を行います。

オンラインコース	Zoom 機能を使用します。
----------	----------------

お願い!! 申込区分により添付書類も異なりますので必要書類は以下をご確認ください。
申込書は片面印刷をお願いします。(全 2 枚)

受講要件の【**前提条件**】を全て満たしている。

受講要件の【**共通要件**】を全て満たしている。

受講要件の【**個別要件**】 以下の質問に従い申込区分を確認しましょう

【更新履歴】 初回更新か2回目以降の更新か

初回更新の方

現在の介護支援専門員証の有効期間内に専門研修
課程Ⅰまたは更新研修前期を受講（修了）した。

はい

介護支援専門員としての
実務経験が3年以上ある

はい

現在、介護支援専門員
として従事している

はい

専門研修課程Ⅱ
初回の更新

A

いいえ

更新研修後期
初回の更新

B

いいえ

受講対象外です。
本研修受講には、まず専門研
修課程Ⅰまたは更新研修前期
の受講修了が必要です。

2回目以降の方

現在、介護支援専門員と
して従事している

はい

専門研修課程Ⅱ
2回目以降の更新

C

いいえ

更新研修後期
2回目以降の更新

D

申込に必要な書類

1	受講申込書（本用紙）	必須
2	専門研修課程Ⅰ修了証明書写し	必須
3	実務未経験者対象の更新研修又は再研修の修了証明書の写し ※直近(前回)の更新で実務未経験対象の更新研修または再研修を修了して更新した方は必要です。	該当者のみ

申込に必要な書類

1	受講申込書（本用紙）	必須
2	前回更新時に受講した研修修了証明書写し (1) 修了証明書 1枚の添付で良い ・更新研修前期後期 (2) 修了証明書 2枚の添付が必要 ・専門研修課程Ⅰ ・専門研修課程Ⅱ又は更新研修後期 (3) 修了証明書 1枚の添付が良い ※更新が3回目以降の方 ・専門研修課程Ⅱ又は更新研修後期（又は主任介護支援専門員更新研修で更新申請をした方はその修了証）	(1) ~ (3) いずれか必須

7.【オンライン環境の確認事項】

- ・オンラインコースは1～6の準備が必要です。

番号	項目	内容（PC…パソコンの略）
1	インターネット環境 (通信無制限)	Zoomを使用している間は、インターネットに常時接続します。安定して接続できる環境か、通信環境を事前によく確認し対応できるようにしてください。Wi-Fiよりも有線を推奨します。
		オンライン研修により発生する通信料は受講者負担となります。これらについて当会は一切対応できません。データ使用料が大きいので、ご利用の通信料金や契約内容をご確認ください。
2	インターネットに接続 できるパソコン	講義等の資料共有やグループ演習を行うため、スマートフォンやタブレット等での受講は不可とします。
		PCは1人1台とし、1台のPCで複数名が受講することや、1名が複数のPCや端末で受講することは禁止します。
		PCはインターネットに接続するためセキュリティ対策をしておいてください。
3	受講に使用する パソコン(推奨スペック・環境) (R7.10月現在)	⚠Zoom デスクトップアプリは、6.0.0 のリリースと同時に Windows 7 と Windows 8 / 8.1 のサポートを終了します。バージョン 5.17.11 は、これらの OS で利用できる最後のバージョンとなります。 Windows 11、Windows 10（注：Windows 10 で実行されているデバイスは、Windows 10 Home、Pro、Enterprise のいずれかで実行されている必要があります。S モードはサポートされていません） プロセッサおよび RAM の要件 ➡ デュアルコア 2Ghz 以上 (intel i3/i5/i7 または AMD 相当)、RAM: 4GB～推奨 macOS X と macOS X (10.10) 以降 ※Zoom のシステム要件については Zoom ホームページで確認してください。 https://support.zoom.us/hc/ja/articles/201362023
4	イヤホン、マイク (ヘッドセット)	研修内容が外部に漏れることを防ぐため、また、グループワークの際に周囲の音声を拾わずにお互いの音声がはっきり聞こえるように、PC に接続できるイヤホンとマイク(ヘッドセット)の使用を必須とします。特に同じ空間での複数使用の場合はヘッドセットが必須となります。
5	ウェブカメラ	受講状況の確認のため、カメラをオンにして常時顔を映して受講していただきます。PCに内蔵されていない場合は外付けのカメラが必要です。
6	受講に適切な場所	音声がよく聞こえるように静かな場所で受講してください。
		受講者以外の第三者が研修内容を視聴することはできません。
		勤務先や自宅等で受講する場合は、受講する部屋をできるだけ別室(受講者本人のみ)にし、同じ空間で複数名での参加はできるだけ避けてください。 ・ハウリング等を防ぐため。 ・受講者以外の映り込みを防ぐため。 ・グループ演習時の個人情報等の漏洩を防ぐため。

8. 日程・プログラム（予定）

W3 コース

- ・時間は進行状況により多少前後することがあります。
- ・本日現在の予定となります。カリキュラム等の変更があった場合は速やかにご連絡いたします。

日程	研修日	時間	科目	開催方法
※1 日目を受講する前に事前オリエンテーション動画を視聴していただきます				動画配信
※3 日目を受講する前までに Zoom 接続テストを行います				Zoom
1 日目	11/17(月) ～ 12/13(土)	7 時間	①介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	動画配信 eラーニング 期間内であれば お好きな時間に 視聴できます。
2 日目			②ケアマネジメントの実践における倫理	
			③リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	
		④生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント		
		⑥認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント		
		⑩看取り等における看護サービスの活用に関する事例		
6時間		⑪家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント		
		事例作成 ※詳細は受講決定通知でお知らせします		
3 日目	12/23(火)	10:00～ 16:00	オリエンテーション(受講にあたって) ④生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント ⑥認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント ⑩看取り等における看護サービスの活用に関する事例 ⑪家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	オンタイム グループ演習 (Zoom)
4 日目	12/24(水) ～ 1/17(土)	4時間	事例作成 ※詳細は受講決定通知でお知らせします	
			⑤脳血管疾患のある方のケアマネジメント	動画配信 eラーニング 期間内であれば お好きな時間に 視聴できます。
			⑦大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	
			⑧心疾患のある方のケアマネジメント	
		⑨誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント		
5 日目	1/24(土)	10:00～ 16:30	⑤脳血管疾患のある方のケアマネジメント ⑦大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント ⑧心疾患のある方のケアマネジメント ⑨誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント 事例研究 オリエンテーション(研修修了にあたって)	オンタイム グループ演習 (Zoom)
予備日	1/30(金)	予備日は、研修期間中に災害等、不測の事態が生じた場合、その代替日としてこの日程に実施することがあります。実施することが決定した場合は、速やかにメールまたは当会ホームページでお伝えします。		

※研修で作成する課題は研修終了後に提出いただきます。
課題提出締切り 研修終了後～1/31（土）

W4 コース

- ・時間は進行状況により多少前後することがあります。
- ・本日現在の予定となります。カリキュラム等の変更があった場合は速やかにご連絡いたします。

日程	研修日	時間	科目	開催方法
※1 日目を受講する前に事前オリエンテーション動画を視聴していただきます				動画配信
※3 日目を受講する前までに Zoom 接続テストを行います				Zoom
1 日目	12/18(木) ～ 1/18(日)	7 時間	①介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	動画配信 eラーニング 期間内であれば お好きな時間に 視聴できます。
2 日目			②ケアマネジメントの実践における倫理	
			③リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	
		④生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント		
		⑥認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント		
		⑩看取り等における看護サービスの活用に関する事例		
6時間		⑪家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント		
		事例作成 ※詳細は受講決定通知でお知らせします		
3 日目	1/27(火)	10:00～ 16:00	オリエンテーション(受講にあたって) ④生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント ⑥認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント ⑩看取り等における看護サービスの活用に関する事例 ⑪家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	オンタイム グループ演習 (Zoom)
4 日目	1/28(水) ～ 2/23(月・祝)	4時間	事例作成 ※詳細は受講決定通知でお知らせします	
			⑤脳血管疾患のある方のケアマネジメント	動画配信 eラーニング 期間内であれば お好きな時間に 視聴できます。
			⑦大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	
			⑧心疾患のある方のケアマネジメント	
		⑨誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント		
5 日目	3/8(日)	10:00～ 16:30	⑤脳血管疾患のある方のケアマネジメント ⑦大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント ⑧心疾患のある方のケアマネジメント ⑨誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント 事例研究 オリエンテーション(研修修了にあたって)	オンタイム グループ演習 (Zoom)
予備日	3/15(日)	予備日は、研修期間中に災害等、不測の事態が生じた場合、その代替日としてこの日程に実施することがあります。実施することが決定した場合は、速やかにメールまたは当会ホームページでお伝えします。		

※研修で作成する課題は研修終了後に提出いただきます。
課題提出締切り 研修終了後～3/15(日)

第 2 期では参集コースは実施しません

9. 事例について（本研修では2事例の提出が必要となります）

- ①本研修では各自が担当した事例から2事例を作成・提出していただきます。
- ②事例の内容に関することなどは、受講決定通知一式の書類に掲載します。
- ※実務に就いていない方も事例提出が必要です。

※実務に就いていない方については、過去に担当していた事例から選定する、または、本研修受講のため対象者を選定して新たに作成する（他のケアマネジャーから事例の紹介を受ける場合も同様）等の場合も、個人情報保護に十分注意して受講者本人が書類を作成してください。千葉県介護支援専門員協議会では、事例対象者の紹介は行いません。

10. 修了要件

①全日程、欠席、遅刻、早退、通信障害等による中抜け等がなく参加すること

※受講者側の通信障害等により、オンラインでの受講が確認できなくなった場合も離席（欠席）として扱われます。研修中の通信環境のトラブル等は対応できかねますのでご注意ください。

②事前課題、事後課題その他主催者が提出を求める書類等の全てを提出のルールに従い、期限内に提出すること

※提出等がないと受講の継続ができない場合がありますのでご注意ください。

③2事例を作成、提出すること

※詳細は今後お送りする「受講の手引き」でご確認ください。

④事例検討等でのグループ演習において主催者が求める役割を担当すること

※詳細は今後お送りする「受講の手引き」でご確認ください。

11. 修了証明書について

- ・全ての修了要件を満たした方に修了証明書を発行いたします（研修最終日から概ね1ヶ月半後）。
- ・修了要件には、全日程出席（欠席、遅刻、早退は不可）に加え、事例の提出、研修中に作成する課題等の提出、研修記録シート等の提出等も含まれます。
- ・更新研修後期で受講・修了した方の修了証明書も「専門研修課程Ⅱ」の表記となります。

12. 受講申し込み手順

申込みから研修1日目までの流れは以下の通りです。

ご案内時期		内 容
オンライン		
W3	W4	
～10/14（火） 消印有効		①本開催案内にて受講要件や日程等、研修の概要をご確認ください。 ②受講要件（前提条件、共通要件、個別要件）を確認し、該当する申込区分を確認してください。 ③受講申込書（全2枚）にご記入の上、必要書類（修了証明書の写し等）をそろえて申込期限までに当会事務局へ郵送してください。全て片面印刷をお願いします。FAXでの受付はしていません。 ④お申込みされる方が複数いる場合には、事業所でとりまとめて送付いただいてもかまいません。

10/29 (水) から順次発送	⑤受講が決定した方には、受講決定通知一式をコースごとにお送りします。 ⑥送付先は原則自宅住所となります。申込書記載内容（送付先住所等）が変更になった場合は必ず当会へご連絡ください。 千葉県外で介護支援専門員の登録をしている方で、県内の事業所等に勤務しており、千葉県で研修受講を希望する場合は、「受講地変更」又は「登録移転」の手続をしないと千葉県で受講することはできません。受講地変更等を希望する場合は、受講決定後に登録のある都道府県へお問い合わせ手続きを行なってください。		
受講決定通知一式に記載		入金確認後、受講票・テキスト・請求書・振込取扱票 等を順次送付 オリエンテーション動画配信	
11/17 (月)	12/18 (木)	1日目・2日目の講義動画配信	

13. その他

- ①受講申込書に記載された個人情報につきましては、当会で適切に管理し、本研修以外の用途には使用いたしません。
- ②受講決定後または全日程受講終了後であっても申込書類の虚偽等により受講要件を満たしていないことが判明した場合は、受講（修了）を取り消す場合があります。
- ③受講にあたってのパソコンの操作、機器の準備等は受講者自身がおこなってください。当会では、パソコンの設定、操作、インターネット環境に関するお問い合わせはお受けできません（受講決定後であってもパソコン操作、通信トラブル等により受講要件を満たせなくなった場合は受講を辞退していただく場合があります）。
- ④研修で使用する配布資料等は、受講者が各自ダウンロードまたは印刷し準備していただきます印刷に係るインク代、用紙代等の費用は受講者の負担となります。配布資料等のコピーや転載、当該研修の受講者以外に閲覧・配布等することは原則禁止します。
- ⑤研修中講義内容と関係のない行為等が認められた場合は受講を辞退していただく場合があります。
- ⑥申込書に添付する書類について

◆介護支援専門員証を紛失、

あるいは直近の法定研修の修了証を紛失等で写しが添付できない場合

千葉県庁高齢者福祉課介護保険制度班（043-223-2387）へ「介護支援専門員登録番号」「有効期間満了日」「登録地」、**直近の受講履歴**をご確認のうえ、**その旨を申込書の4.の欄にご記入ください。**

※千葉県以外で登録されている方、千葉県以外で研修を受講した場合は、その当時の都道府県の担当部署へご確認ください。

14. カリキュラム

科 目	目 的	概 要	時間数
介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	介護保険制度の最新の動向や地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けた現状の取組を理解した上で、今後の地域包括ケアシステムの展開における介護支援専門員としての関わりを理解する。また、地域包括ケアシステムの中で、利用者及びその家族を支援していくに当たって、関連する制度等を理解する。	介護保険制度の改正等の最新状況や地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けた現状の取組及び課題についての講義を行う。地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護支援専門員が果たすべき役割に関する講義を行う。利用者やその家族を支援する上で関連する最新の制度、動向及び社会資源に関する講義を行う。介護保険制度や介護支援専門員を取り巻く状況など現状で課題となっている事項に関する講義を行う。	講義 3 時間
ケアマネジメントの実践における倫理	高齢者の権利を擁護する上で必要な制度等に関する動向を確認するとともに、ケアマネジメントを实践する上で感じた倫理的な課題の振り返りを行い、実践のあり方を見直しを行う。	介護支援専門員が備えるべき、利用者本位、自立支援、公正中立、人権の尊重、守秘義務、利用者のニーズの代弁等の倫理に関する講義を行う。高齢者の権利擁護や意思決定支援（認知症、身寄りのない高齢者、看取りのケース等）に関する制度等に関する講義を行う。倫理的な視点を含めたケアマネジメントの実践のあり方についての講義を行う。	講義 2 時間
リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	リハビリテーションや福祉用具等を活用するに当たっての知識や関連職種との連携方法、インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントについて理解する。	リハビリテーションや福祉用具等を活用するに当たって重要となる関連知識や歯科医師、リハビリテーション専門職等との連携方法に関する講義を行う。リハビリテーションや福祉用具等の活用を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。	講義 2 時間
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	「適切なケアマネジメント手法」の「基本ケア」の内容を踏まえたアセスメントや居宅サービス計画等の作成ができ、他の事例にも対応できる知識・技術を修得する。	「適切なケアマネジメント手法」の基本的な考え方及び高齢者が有する疾患に関係なく想定される支援内容及び多職種との情報共有において必要な視点を整理した「基本ケア」について理解する。インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。各自が担当している事例（居宅サービス計画等）を持ち寄り、「基本ケア」の内容を踏まえた事例の分析、発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。	講義・演習 2 時間
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 脳血管疾患のある方のケアマネジメント	脳血管疾患の特徴を理解するとともに、望む生活を継続するためのケアマネジメントにおける留意点を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。また、「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（脳血管疾患がある方のケア）」の内容を踏まえたアセスメントや居宅サービス計画等の作成ができ、他の事例にも対応できる知識・技術を修得する。	脳血管疾患に特有な検討の視点や想定される支援内容を整理した「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（脳血管疾患がある方のケア）」について理解する。インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。各自が担当している脳血管疾患がある方のケアマネジメントに関する事例（居宅サービス計画等）を持ち寄り、「疾患別ケア（脳血管疾患がある方のケア）」の内容を踏まえ、事例の分析、発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。	講義・演習 3 時間

ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	認知症の特徴や療養上の留意点、起こりやすい課題の理解を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。 また、「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（認知症がある方のケア）」の内容を踏まえたアセスメントや居宅サービス計画等の作成ができ、他の事例にも対応できる知識・技術を修得する。	認知症の要介護者等及び家族を支援するに当たり重要となる各種知識及び医療職をはじめとする多職種や地域住民との連携方法に関する講義を行う。認知症に特有な検討の視点や想定される支援内容を整理した「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（認知症がある方のケア）」の内容を理解する。インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。各自が担当している認知症等により生活障害がある方のケアマネジメントに関する事例（居宅サービス計画等）を持ち寄り、「疾患別ケア（認知症がある方のケア）」の内容を踏まえ、事例の分析、発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。	講義・演習 4 時間
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	大腿骨頸部骨折の特徴を理解するとともに、望む生活を継続するためのケアマネジメントにおける留意点を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。また、「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（大腿骨頸部骨折がある方のケア）」の内容を踏まえたアセスメントや居宅サービス計画等の作成ができ、他の事例にも対応できる知識・技術を修得する。	大腿骨頸部骨折に特有な検討の視点や想定される支援内容を整理した「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（大腿骨頸部骨折がある方のケア）」の内容を理解する。インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。各自が担当している大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメントに関する事例（居宅サービス計画等）を持ち寄り、「疾患別ケア（大腿骨頸部骨折がある方のケア）」の内容を踏まえ、事例の分析、発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。	講義・演習 3 時間
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 心疾患のある方のケアマネジメント	心不全につながる心疾患の特徴を理解するとともに、望む生活を継続するためのケアマネジメントにおける留意点を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。また、「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（心疾患がある方のケア）」の内容を踏まえたアセスメントや居宅サービス計画等の作成ができ、他の事例にも対応できる知識・技術を修得する。	心疾患に特有な検討の視点や想定される支援内容を整理した「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（心疾患がある方のケア）」の内容を理解する。インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。各自が担当している心疾患を有する方のケアマネジメントに関する事例（居宅サービス計画等）を持ち寄り、「疾患別ケア（心疾患がある方のケア）」の内容を踏まえ、事例の分析、発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。	講義・演習 3 時間
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	誤嚥性肺炎の特徴を理解するとともに、望む生活を継続するためのケアマネジメントにおける留意点を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。また、「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（誤嚥性肺炎の予防のためのケア）」の内容を踏まえたアセスメントや居宅サービス計画等の作成ができ、他の事例にも対応できる知識・技術を修得する。	誤嚥性肺炎の予防における「適切なケアマネジメント手法」の「基本ケア」の重要性を再確認する講義を行う。誤嚥性肺炎の予防における検討の視点や想定される支援内容を整理した「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（誤嚥性肺炎の予防のためのケア）」の内容を理解する。インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。各自が担当している誤嚥性肺炎の予防のためのケアマネジメントに関する事例（居宅サービス計画等）を持ち寄り、「疾患別ケア（誤嚥性肺炎の予防のためのケア）」の内容を踏まえ、事例の分析、発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。	講義・演習 3 時間

ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 看取り等における看護サービスの活用に関する事例	看護サービスの活用が必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、看護サービスの活用に係る知識及び効果的なケアマネジメント手法を修得する。また、演習等で得られた看護サービスの活用に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。	各自が担当している看護サービスを組み入れた居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。看取り等を含む看護サービスを活用するに当たって重要となる各種知識や医師、看護師等との連携方法に関する講義を行う。看取り等を含む看護サービスを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。	講義・演習 3 時間
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例の特徴、関連する施策の内容や動向、対応する際の留意点を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。また、演習等で得られた家族への支援や他法他制度の活用に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。	家族に対する支援に当たり重要となる各種知識や関係機関、地域住民をはじめとする多職種との連携方法に関する講義を行う。他法他制度（難病施策、高齢者虐待防止関連施策、障害者施策、生活困窮者施策、仕事と介護の両立支援施策、ヤングケアラー支援関連施策、重層的支援体制整備事業関連施策等）の活用が必要な事例の特徴、対応する際の留意点に関する講義を行う。関連する他法他制度の内容や動向に関する講義を行う。インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。各自が担当している家族への支援の視点や他法他制度の活用が必要な事例（居宅サービス計画等）を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。	講義・演習 4 時間

15. お問合せ先・申込書送付先 ※お送りいただく申込書は片面印刷（片面 2 枚）をお願いします。

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター5 階
 一般社団法人 千葉県介護支援専門員協議会
 TEL：043-204-3631（お問合せ時間 平日 10 時～17 時）
 ホームページ <https://www.chiba-cmc.com/>

- ◆キリトリ線に沿って切り取り、封筒に直接貼ってご使用ください。
- ◆事業所で申し込む方が複数いる場合は、とりまとめて送付していただいかまいません。申込者ごとにクリップ留めをしてください。
- ◆申込人数を記載してください。
- ◆送付先住所及び団体名の記載間違いによる不着が発生しています。手書きする際は、誤りがないか十分確認してください。

《申込書送付先》

〒260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港 4-5

千葉県社会福祉センター5 階

一般社団法人

千葉県介護支援専門員協議会 事務局 行

封筒の内容物に☑

1) 令和7年度 専門研修課程Ⅱ・更新研修後期 申込書 (片面 全 2 枚)	【第2期】 □
2) 修了証明書の写し	□
申込人数 (名分)	

巻末資料

以下の内容（文言）について詳しく説明しています。

1.適切なケアマネジメント手法について

2.千葉県介護支援専門員研修受講料補助事業について

3.特定一般教育訓練給付金制度について

1.適切なケアマネジメント手法とは

研修実施要綱では以下のとおり示されています。

【専門研修実施要綱】4 実施上の留意点（3）

（3）「適切なケアマネジメント手法」とは、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえ厚生労働省の調査研究事業において、要介護高齢者本人と家族の生活の継続を支えるために、各職域で培われた知見に基づいて想定される支援を体系化し、その必要性や具体化を検討するためのアセスメント・モニタリングの項目を整理したものである。本人が有する疾患に関係なく高齢者の機能と生理を踏まえた想定される支援内容を整理した「基本ケア」及び疾患に特有な検討の視点又は可能性が想定される支援内容を整理した「疾患別ケア」により構成される。内容欄に「適切なケアマネジメント手法」の記載のある科目については、当該調査研究事業の成果物等を活用すること。

本日現在、参考書籍やインターネット等で解説、多数紹介されています。今後は法定研修や現場での実践を通じ同手法を活用しながら学ばれていくことと思います。本研修においても要綱に沿って同手法を活用する科目があります。現時点で同手法を「初めて聞いた」「あまりよくわからない」という方は、事前に目を通しておくことで研修の効果的な学びに繋がりますので一度ご確認されることをお勧めします。以下、主要なサイトをご紹介します。

- 参考：○[厚生労働省ホームページ「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進」](#)
○[日本総研ホームページ「適切なケアマネジメント手法」に関連する事業まとめ](#)
○[「適切なケアマネジメント手法」の手引きと解説動画](#)
手引きの解説動画の一覧があります。



「適切なケアマネジメント手法」の手引き 解説動画	
第1章	「適切なケアマネジメント手法」って何だろう？ (YouTube)
第2章	「適切なケアマネジメント手法」の基本的な考え方 (YouTube)
第3章	「適切なケアマネジメント手法」をどう取り入れる？ (YouTube)

2.千葉県介護支援専門員研修受講料補助事業について

千葉県では、更なる高齢化の進展に対応し、介護支援専門員等を継続的に確保していくため、今年度、資格更新の際に必要な研修受講料の一部を補助します。

ここでは、補助額や補助の対象者などの概要についてご紹介します。

1. 補助対象の研修及び補助額等

単位（円）

	研修名	受講料	補助額	補助後の受講料
1	専門研修課程Ⅰ	38,000	5,000	33,000
2	専門研修課程Ⅱ	28,000	5,000	23,000
3	更新研修（前期・後期）	66,000	各 5,000	56,000
4	主任介護支援専門員更新研修	43,000	10,000	33,000

※金額は令和7年度

2. 補助の対象者

県内に登録のある介護支援専門員又は主任介護支援専門員で、県内の介護事業所等で勤務する方

※県外に登録のある方や、勤務先が県内の介護事業所等でない方は、補助の対象外となります。

※雇用形態や勤務形態により対象者にならないことにはなりません。

3. 補助を受けるための手続について

補助の対象者の方が補助対象の研修を受講する場合、各研修の受講決定後に、研修実施機関に補助後の受講料をお支払いいただくことになります。

県への申請手続は特に必要ありません。

4. 問合せ先

（１）補助の利用等、「１」～「３」に関することは、以下にお問い合わせください。

一般社団法人 千葉県介護支援専門員協議会

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5

千葉県社会福祉センター5階

電話：043-204-3631（土日祝を除く10時～17時）

HP：<https://www.chiba-cmc.com/>

（２）その他、補助事業に関することは、以下にお問い合わせください。

千葉県健康福祉部高齢者福祉課介護保険制度班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話：043-223-2387（土日祝日を除く）

千葉県介護支援専門員研修受講料補助について Q & A

問1 補助事業の目的は何ですか。

答) 県内の要介護等の認定者数が今後更に増加することが見込まれる中、介護支援専門員の人材確保は、重要であることから、県内の介護支援専門員等を継続的に確保し、その定着を図ることを目的に、資格更新の際に受講が必要な研修の受講料の一部を補助するものです。

問2 補助事業の対象となる研修は、どの研修ですか。

答) 今回の補助事業では、法定研修のうち、指定研修実施機関が実施する介護支援専門員の資格更新に係る3種類及び主任介護支援専門員の資格更新に係る1種類の全部で4種類の研修を対象としています。

□補助対象の法定研修（4種類）は次のとおりです。

【千葉県介護支援専門員協議会 開催】

①専門研修課程Ⅰ

現在、実務に従事している者で、実務経験が6か月以上の者を対象とする研修

②専門研修課程Ⅱ

現在、実務に従事している者で、実務経験が3年以上の者を対象とする研修

③更新研修（前期・後期）

現在、実務に従事していないが、5年の有効期間内に実務に従事していた経験を有する者を対象とする研修

④主任介護支援専門員更新研修

主任介護支援専門員の資格を保有している者で、その資格を更新するための研修

□なお、補助の対象外である法定研修は次のとおりです。

【千葉県社会福祉協議会 開催】

①実務研修

実務研修受講試験に合格した者で、介護支援専門員の登録を受けるために必要な研修

②再研修

5年の有効期間が失効した者又は介護支援専門員の登録後、介護支援専門員証を交付せず5年以上経過した者を対象とする研修

③更新研修（実務未経験者）

介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに実務に従事した経験を有しない者を対象とする研修

【千葉県介護支援専門員協議会 開催】

④主任介護支援専門員研修

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員を対象とし、主任介護支援専門員資格の新規取得を目的とした研修

※また、法定外研修は、補助の対象とはなりません。

問3 補助事業の対象を資格更新に係る研修に限定しているのはなぜですか。

答) 県が居宅介護支援事業所などを対象に実施したアンケートでは、介護支援専門員等の離職理由として、資格更新に係る研修が経済的・時間的に負担であるとの回答が上位であったことなどを踏ま

え、資格更新に伴う経済的負担の軽減を図ることにより、介護支援専門員等を継続的に確保するため、補助事業を行うものです。

問4 補助額はいくらですか。また、補助対象の研修の受講料の負担は、補助によっていくらに減りますか。

答) 補助の対象者の方は、補助対象の研修を受講する場合、各研修の受講決定後に、指定研修実施機関に対し、補助額分を減額した受講料をお支払いいただくこととなります。補助額と補助後の受講料は、以下のとおりです。

補助対象の研修及び補助額等		※金額は令和7年度		単位(円)
	補助対象の研修名	受講料	補助額	補助後の受講料
1	専門研修課程Ⅰ	38,000	5,000	33,000
2	専門研修課程Ⅱ	28,000	5,000	23,000
3	更新研修(前期・後期)	66,000	各 5,000	56,000
4	主任介護支援専門員更新研修	43,000	10,000	33,000

※なお、補助額分が補助対象者の方に返金されるものではありません。

問5 補助対象の研修の受講に当たり、補助金の交付申請の手続は必要ですか。

答) 補助対象の研修の受講に当たり、**補助金の交付申請の手続は、必要ありません。**

補助の対象者の方は、補助対象の研修を受講する場合、各研修の受講決定後に、指定研修実施機関に対し、補助額分を減額した受講料をお支払いいただくこととなります。

問6 補助対象の研修の受講者は、全員補助を受けられますか。

答) 補助対象となる方は、千葉県に登録されている介護支援専門員又は主任介護支援専門員で、勤務先が千葉県内の介護事業所、市町村等であることが要件となります。

また、本補助事業の対象研修は、千葉県が実施している研修となりますので、他の都道府県が実施している研修は、対象ではありません。

問7 雇用形態(正社員であるか等)や勤務形態(常勤職員であるか等)によっては、補助対象者にならない場合もありますか。

答) 補助対象となる方は、千葉県に登録されている介護支援専門員又は主任介護支援専門員で、勤務先が千葉県内の介護事業所、市町村等であることが要件となりますが、勤務先における雇用形態や勤務形態は問いません。

【参考】雇用形態・勤務形態の概念

- 1 雇用形態…正社員、派遣労働者、契約社員、パートタイム労働者など
- 2 勤務形態…常勤、非常勤の別等

問8 補助対象の要件に該当するかどうかは、どのように確認しますか。

答) 補助対象の要件となっている登録先や勤務先については、補助対象の各研修の受講申込時に指定研修実施機関に提出される書類(申込書、介護支援専門員証の写し等)を基に確認させていただきます。

問 9 勤務先が県内の介護事業所等であることが補助対象の要件となるのですが、どの時点で勤務している必要がありますか。また、勤務先での在籍期間は、要件に影響しますか。

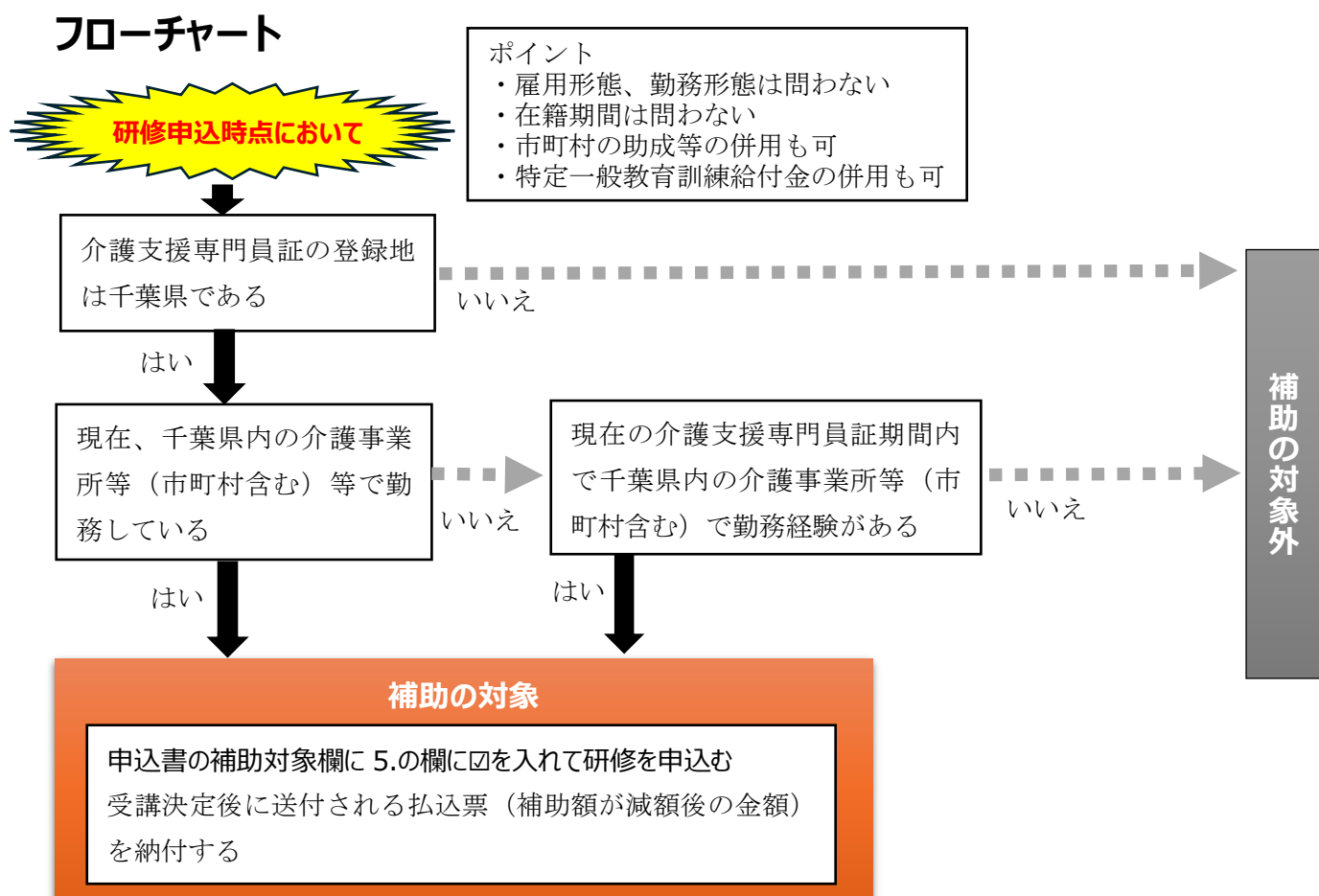
答) 研修の申込時点で県内の介護事業所等に勤務している方、あるいは現在保有している介護支援専門員証の有効期間中に県内の介護事業所等に勤務していた方が対象となります。
また、勤務先での在籍期間は問いません。

問 10 県内の市町村から研修受講料について、別途補助を受けている場合でも、本補助事業の対象となりますか。

答) 本補助事業における補助対象の要件を充足していれば、他の自治体から別途補助を受けている場合でも、本補助事業の対象となります。

問 11 補助額分を減額した受講料を支払った後、研修課程を修了しなかった場合は、補助額分の追加負担は生じますか。

答) 研修受講者の経済的負担の軽減を図り、研修の受講を促進するという本事業の趣旨に鑑み、受講者の方が結果的に研修課程の修了に至らなかった場合でも、そのことをもって、補助額分の追加負担を求めることはありません。



3.特定一般教育訓練給付金制度について

令和7年10月から、当協議会は本研修（専門研修課程Ⅱ及び更新研修後期（2回目以降））の指定を受けております。要件を満たす方は事前にハローワーク等で手続き※1をすることで受講費用の一部が修了後に支給されます。

詳しくは、お近くの[都道府県労働局](#)、[ハローワーク](#)にお尋ねください。

※1 講座の受講開始2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受けジョブカードを作成し、ハローワークにおいて受給資格確認を行うことが必要です。

※2 ハローワークから**受給資格確認通知**が発行され次第、速やかに当会へFAXください。詳しくは、お近くの都道府県労働局やハローワークにお問い合わせください。

教育訓練講座名	指定番号
介護支援専門員 更新研修（後期・2回目以降の者に限る）	1220210-2010023-0
介護支援専門員 専門研修課程Ⅱ（実務経験者）	1220210-2520023-0

【千葉県】特定一般教育訓練指定講座一覧 [指定講座一覧（PDF：28KB）](#)（講座番号掲載）